

# 大野市社会福祉協議会監事監査実施規程

## (趣旨)

**第1条** この規程は、社会福祉法人大野市社会福祉協議会定款施行細則（以下「定款施行細則」という。）第7条の3の規定に基づき、社会福祉法人大野市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の監事による本会の理事の職務の執行並びに業務及び財産の状況に関する監査の実施について必要な事項を定めるものとする。

## (監事の責務)

**第2条** 監事は、本会の運営に関する広い知識及び理解をもって注意を尽くして監査を行い、本会の適正かつ健全な運営に資するよう努めなければならない。

2 監事は、事実の調査、認定及び意見の表明を行うにあたっては、常に公正な態度を保持するとともに、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

## (監査の種別及び監査会)

**第3条** 監査の種別は、定期監査及び随時監査とする。

2 定期監査は、毎会計年度終了後3月以内に各会計年度にかかる計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。）、事業報告及びこれらの附属明細書並びに財産目録（以下これらを「決算報告書」という。）を審議する理事会（以下「決算理事会」という。）及び定時評議員会に先立って行う監査をいう。

3 随時監査は、定期監査以外で監事が必要と認めるときに行う監査をいう。

4 前2項により実施する監査を監査会と称する。

## (定期監査)

**第4条** 定期監査は、決算理事会の日の7日前までに、十分な時間をかけて行うものとする。

2 定期監査は、理事の職務の執行並びに業務及び財産の状況全般について行い、決算報告書案が適正に作成されているかについて検査を行う。

3 会長（本会の会長をいう。以下同じ。）は、定期監査が適正かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

## (随時監査)

**第5条** 随時監査は、監事が必要と認めるときに適宜日程及び内容を定めて行うことができる。

2 会長は、随時監査の実施に協力しなければならない。ただし、対応が困難な特別の事情がある場合は、監事に対して日程又は内容の変更を求めることができる。

## (監査の実施通知)

**第6条** 監事は、監査を行うにあたり、次に掲げる事項等を監査会の日の5日前までに会長に通知するものとする。ただし、監査の実施に支障がないときは、当該通知を省略することができる。

- (1) 監査会の日時及び場所
  - (2) 監査の種別及び内容
  - (3) 出席を求める者
  - (4) 準備すべき書類
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、監査の実施に必要な事項
- 2 前項の規定にかかわらず、会長は監査の実施を監事に対して求めることができる。この場合において、会長は監査会の日時及び場所並びに監査を求める内容を当該予定する監査会の日の5日前までに書面でその通知を発しなければならない。

#### (監査結果の報告)

**第7条** 監事は、監査の終了後、監査報告を作成する。

- 2 前項の監査報告の内容は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるところによる。
- (1) 定期監査 定款施行細則第7条の2に定めるところによる。
  - (2) 随時監査 次に掲げる内容とする。
    - ア 監査の日
    - イ 監査の方法及びその内容
    - ウ 監査の結果及び意見
- 3 監事は、監査種別ごとに、前項の監査報告を会長に提出する。
- 4 監事は、定期監査の結果について、決算理事会及び定時評議員会において報告し、意見を述べなければならない。
- 5 監事は、随時監査の結果について、必要があると認めるときは、理事会において報告し、意見を述べることができる。
- 6 前項及び定款施行細則第7条第1項による監査の結果の報告について、必要があると認めるときは、監事は会長に対して理事会の招集を請求することができる。

#### (是正又は改善)

**第8条** 会長は、監査の結果、是正又は改善をすべき事項があるときは、必要に応じ理事会において是正又は改善の方策を検討し、適切な措置をとらなければならない。

- 2 会長は、前項の是正又は改善の措置の結果を監事に報告するものとする。

#### (規程の改廃)

**第9条** この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

#### (その他)

**第10条** この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、監事の意見を聴いて会長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、令和5年1月25日から施行する。